

平成28年度 第4回対馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年 9月26日(月) 午前10時30分から午前11時30分

2. 開催場所 峰地区公民館 2階 講堂

3. 出席委員 (21人)

2番 鬼橋孝幸	3番 桐谷善明	5番 畑島孝吉
6番 庄司幹雄	7番 長瀬円	9番 岡村高史
10番 松村英二	12番 阿比留なみ恵	13番 佐伯武久
15番 永留縫子	17番 御手洗輝美	18番 糸瀬安則
19番 小宮貞司	20番 小宮正至	21番 神宮教子
22番 須川久己	23番 縫田和己	24番 上野秀一
25番 高松武人	26番 春田新一	27番 中村國安

4. 欠席委員 (6人)

1番 太田吉雄	4番 小島喜介	8番 初村重政
11番 吉野敏	14番 佐伯理	16番 兵頭榮

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 会議書記の指名

第4 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第12号 非農地証明書交付願について

議案第13号 対馬市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則について

第5 その他

6. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長

春日亀 剛 一

農業委員会事務局参事兼課長補佐

庄司 克 啓

中対馬振興部地域振興課主任

牧山 隆 広

上対馬振興部地域振興課副参事兼係長

糸瀬 博 隆

7. 会議の概要

議 長

会長挨拶（省略）

ただ今より、平成28年度第4回対馬市農業委員会総会を開会いたします。
現在の委員定数は27名、本日の出席者は21名で、総会は成立いたしますので対馬市農業委員会総会議事日程のとおり審議を進めます。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

議 長

それでは、20番の小宮正至委員、24番の上野秀一委員をお願いいたします。
議事日程第2、会期についておはかりします。お手元に配布しております日程のとおり、本日、1日にしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

議 長

異議なしと認め、本日、1日といたします。

議事日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記に委員会事務局長及び課長補佐を指名いたします。

つづきまして、議事日程第4、議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。8件の申請でございます。事務局の説明を求めます。

（事務局長挙手）

事務局長

議案書の1ページをお開き願います。

議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。

番号1は巖原町〇〇の〇〇さんから巖原町〇〇の〇〇さんに、〇〇地区の田5筆を贈与するものであります、経営面積は8,889平米でございます。

番号2は美津島町〇〇の〇〇さんから同地区の〇〇さんに、同地区の畑2筆を贈与するものであります、経営面積は9,730平米でございます。

2ページをお開きください。

番号3は美津島町〇〇の〇〇さんから同地区の〇〇さんに、同地区の田と畑7筆を贈与するものであります、経営面積は5,423平米でございます。

番号4は大阪府茨木市〇〇町の〇〇さんから上県町〇〇の〇〇さんに、上県町〇〇の畑1筆を贈与するものであります、経営面積は5,629平米でございます。

3ページをお開きください。

番号5は大阪府茨木市〇〇町の〇〇さんから上県町〇〇の〇〇さんに、上県町

〇〇の畑1筆を贈与するものであります、経営面積は1,839平米でございます。

番号6は上県町〇〇の〇〇さんから同地区の〇〇さんに、上県町〇〇の畑1筆を贈与するものであります、経営面積は5,629平米でございます。

番号7は上県町〇〇の〇〇さんから同地区の〇〇さんに、同地区の畑1筆を贈与するものであります、経営面積は3,854平米でございます。

番号8は岐阜市〇〇の〇〇さんから上対馬町〇〇の〇〇さんに、上対馬町〇〇の畑1筆を売買するものであります、経営面積は9,773平米でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました、

(7番委員挙手)

7番 長瀬 円委員

議案第10号の1について説明いたします、9月20日に申請人の〇〇さん、農林しいたけ課の石丸さんと私で現地を確認いたしました。

譲渡人の〇〇さんと譲受人の〇〇さんは、親子関係にあり申請について何ら問題ないと判断しました。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

番号2、3の地元委員の補足説明をお願いします。

(9番委員挙手)

9番 岡村高史委員

〇〇の〇〇さんから甥の〇〇さんへの贈与であります、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

それから、〇〇さんから〇〇さんへ親子の贈与であります、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

番号4、5、6は同地区です、地元委員の補足説明をお願いします。

(18番委員挙手)

18番 糸瀬安則委員

3条申請の4、5、6について説明いたします、9月20日16時より現地調査を上対馬振興部地域振興課の糸瀬さんと申請人の〇〇さん、〇〇さんと私と4名で現地確認調査、聞き取りをいたしました。

番号4につきましては、譲受人と譲渡人は兄弟であります、譲渡人の〇〇氏は大阪の茨木市に50年あまり住んでおられます。

5番で〇〇氏と〇〇氏、〇〇氏は義理の兄弟であります、〇〇さんは45年間

大阪で仕事をされ、2年前に帰郷されました。

6番も義兄弟での申請であります、番号4、5、6の申請地も農業振興公社が現在、ソバの作付けをされております。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長

番号7の補足説明をお願いします。

(22番委員挙手)

22番 須川久己委員

〇〇さんと〇〇さんは兄弟であり、〇〇さんが帰郷され、耕作をするため、贈与されたものであります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長

番号8の補足説明をお願いします。

(5番委員挙手)

5番 畑島孝吉委員

おはようございます、9月の20日に午前11時より上対馬の担当の糸瀬係長さんと〇〇さんと母親、4人で現地確認をいたしました。

〇〇さんと〇〇さんは従兄弟関係で〇〇さんは早くから本土の方に出てありまして、今回売買されることになりました。現地はきれいに整地されており、柿と梅が40本植えてありました。

私は、この売買に何も問題ないと思いますので、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長

ただ今、地元委員から補足説明がありました、質疑等がございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、議案第10号につきまして、原案のとおり許可とすることに、賛成の方の挙手をお願いいたします。

賛成多数でございます、原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長

次に、議案第11号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。今回は1件の申請でございます。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の4ページをお開き願います。

議案第11号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」でございます。

番号1は峰町〇〇の〇〇さんから北海道帯広市の〇〇株式会社代表取締役、〇〇さんに峰町〇〇の畑1筆を賃貸で太陽光発電施設用地に転用するものであります、位置図、配置図等は5から11ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました、地元委員の補足説明をお願いします。

(15番委員挙手)

15番 永留縫子委員

9月20日に御手洗委員、庄司課長補佐、工事関係者である〇〇の〇〇氏、〇〇の〇〇氏と現地の確認を行いました。

申請地は10年ほど前まではソバの作付けがされておりましたが、所有者の両親が他界され後、〇〇さん夫妻は勤め人だったため、労働力不足もあり耕作放棄地となり原野化しております。

今回、太陽光発電施設用地として話がまとまった次第であります。申請地は峰の集落からずいぶんと外れており山間にあり旧国道、農地、川に囲まれ人家等ありません、耕作放棄地の有効利用の観点からも問題視されるような事案も無いように思われます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長

ただ今、地元委員から補足説明がありました、質疑ございませんでしょうか。

(24番委員挙手)

24番 上野秀一委員

貸借年数は何年でしょうか。

(事務局挙手)

事務局課長補佐

20年で契約されています。

議 長

他にありませんか。

質疑が無いようにありますので、賛否を問います、議案第11号につきまして、原案のとおり許可相当とすることに、賛成の方の挙手をお願いいたします。

全員賛成でございます、本議案について、許可相当とし、県知事に進達することに決定いたします。

次に、議案第12号「非農地証明書交付願について」を議題とします。2件の申請でございます。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の12ページをお開き願います。議案第12号「非農地証明書交付願について」でございます。

番号1の申出人は巖原町〇〇の〇〇さんで、同地区の畑2筆でございます。位置図、写真等を13から15ページにかけて、添付しておりますので、ご参照ください。

番号2の申出人は豊玉町〇〇の〇〇さんで、同地区の田と畑7筆でございます。位置図、写真等を16から22ページにかけて、添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく願います。

議長

事務局の説明が終わりました、番号1から地元委員の補足説明をお願いします。

(7番委員挙手)

7番 長瀬 円委員

議案第12号の1について説明いたします。9月20日に申請者の〇〇さん、農林しいたけ課の石丸さんと私で現地確認にいきました。申請地につきましては昭和56年頃から耕作が放棄され現在は雑木が茂っており申請については何ら問題ないと判断しました。ご審議の程、よろしく願います。

議長

番号2をお願いします。

(13番委員挙手)

13番 佐伯武久委員

9月22日に申請人の〇〇さんと私と中対馬振興部の牧山さんとで現地の確認をいたしました。

この土地は昭和58年に〇〇トンネルの工事があり、その発生する岩石等を湿田であったため、土地改良を目的に盛り土をして、田んぼとして利用予定でありましたが、真珠養殖が主な仕事になり、利用されずに現在に至っています。

農地としての利用は困難と思われまますので、審議の程、願います。

議長

ただ今、地元委員から補足説明がありました、質疑等ございませんでしょうか。

(無しの声あり)

質疑が無いようにありますので、賛否を問います。

議案12号につきまして、原案のとおり交付することに、賛成の方の挙手をお

願います。

全員賛成でございます、本案件は、原案のとおり交付することに決定いたします。

続きまして追加議案であります、議案第13号「対馬市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

追加議案書の1ページをお開き願います。議案第13号「対馬市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則について」でございます。

提案理由、この規則は「対馬農業委員会の委員の定数及び農地利用最適化推進委員の定数定める条例」に基づき農地利用最適化推進委員の選任による推薦及び募集手続き等を「農業委員会等に関する法令」に規定するもののほか、必要な事項を定めるため提案するものであります。2ページをお開きください。

第1条で目的、第2条で推薦及び募集、推進員は地区を指定して推薦、募集をします、地区は表のとおりです。第3条で委員の資格でございます。1で市のほかに委員であるが兼務が禁止されていない者、2で市の職員です。第4条から第6条は推薦及び募集の手続き並びに公表等であります。第7条は推薦及び募集により定数を超えた場合、その他に必要と認める場合は農業委員候補者の評価委員会の意見を聞くことが出来るとなっております。次のページをお開きください。推進委員の推薦の届出書になります、7ページに推薦者の欄があります、個人の推薦は2名で、団体は1団体です。8ページは応募の届出書となっております。10ページは、推薦候補者の承諾書になります。11ページは宣誓書となっております。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく願います。

議長

協議会にいたします。

本会に切り替えます。

ほかに、質疑はないでしょうか。

質疑が無いようにありますので、議案第13号につきまして、原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手をお願いいたします。全員賛成でございます。本議案について、承認することに決定いたします。

なお、市長部局とのやりとりで文言等、軽微な修正は事務局に一任することにして、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは局長、課長補佐よろしく願います。

続きまして、議事日程第5、その他の事項ですが、何かありませんか。

(18番委員挙手)

18番 糸瀬安則委員

事務局にお尋ねします、昨年度の遊休農地の解消面積を伺います。

(事務局挙手)

事務局課長補佐

昨年は6.4ヘクタールでございます。

(18番委員挙手)

18番 糸瀬安則委員

私が質問したのは、昨年6.4ヘクタール解消されたとお聞きしましたが、その後、ソバか飼料作物の栽培をされたか、どのように利用されたか、確認ができていますか。

(事務局補佐)

事務局課長補佐

6.4ヘクタールというのは、委員皆様に調査していただきました結果を集計したもので、中身の精査まではしておりません。

(18番委員挙手)

18番 糸瀬安則委員

わかりました。

議 長

他にありませんか。

(無しの声あり)

それでは、これをもちまして、本日の総会を閉会といたします。

ありがとうございました。